

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 外10名

被 告 株式会社ベルカディア

被告最終準備書面

平成30年3月14日

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

松 尾 宗 藏

同

大 村 健



同

星 野 公 紀



本準備書面においては、頭書事件について、その主要な争点である、消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」の要件に関して、被告が従来使用していたイベント参加チケットの使用状況及び現在当該（古い）イベント参加チケットの使用を取りやめていることなどを中心に、原告の主張には理由が無く、その請求が棄却されるべきであることを主張する。

第1 消費者契約法の論点に係る総括的主張 一「現に行い又は行うおそれがある」の要件について一

原告らは、頭書事件において、消費者契約法12条1項及び3項に基づいて、差止請求を行っている。しかしながら、消費者契約法12条1項及び3項の差止

請求権は、いずれも「現に行い又は行うおそれがある」であることが要件とされているところ、当該要件については、被告第2準備書面において既に主張のとおり、最高裁により①過去に消費者の勧誘行為に供した物（チラシなど）とは異なる記載内容の物を現在配布しており、かつ、②当該過去に消費者の勧誘行為に供した物の配布を今後も一切行わないことが明言されているという2つの要件をみたす場合には、当該過去に消費者の勧誘行為に供した物の配布を「現に行い又は行うおそれがある」ということは出来ないと判断が示されている（最高裁平成29年1月24日第三小法廷判決。乙1。被告第2準備書面2頁）。被告においては、当該最高裁により示された要件のいずれも充たすことから、消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」に該当せず、被告の行為は消費者契約法12条1項及び3項に基づく差止の対象とはならない。以下具体的な事実を踏まえてその理由を説明する。

第2 「現に行い又は行うおそれがある」の各要件について

1 被告が現在同意書文言4の記載されている「同意書付イベント参加チケット」を使用していること（上記要件①）

被告は、現在、同意書文言4の記載されている「同意書付イベント参加チケット」（以下「現使用チケット」という。）を使用しているところ、現使用チケットは、平成29年1月19日に乙3の内容でチケットの印刷会社に対して発注し（乙7乃至8-2），当該発注分が同月30日に被告に納品されている（乙9）。さらに、同年4月4日にも追加の発注がなされ（乙10），当該発注分が同月14日に納品されている（乙11）。そして、被告は、このようにして発注し納品された現使用チケットを平成29年2月1日以降現在に至るまで継続して被告のイベントを申し込んだ者に対して送付している（乙12-1乃至3）。

また、被告第2準備書面で既に主張のとおり、被告が同意書文言の記載されたチケットを被告の開催するイベント申込者に対して送付している趣旨は、被告の

主催するイベントが自然の中で開催されるものであってその性質上一定の危険を伴うものであるため、当該危険を参加者に認識してもらうよう注意喚起を行うことにより、参加者の不注意により不幸な事故などが発生しないようにするために、日本におけるアウトドアツーリズムの先駆者・旗手としての矜持として、最大限の善管注意義務を果たそうとする姿勢からの行為である（被告第2準備書面4頁）（被告従業員島添誠氏の証人尋問調書（以下「島添証言」という。）6頁14行～7頁9行）。実際に、過去に被告の主催するイベントでは、このように自然の中で開催され、一定の危険を伴うものであるにもかかわらず、そのような危険に対する危機感が欠如した参加者もいたことから、このようなイベント参加者に危険を認識してもらうことの意義は大きい。具体的には、冬山登山のイベントであったにもかかわらず、冬山登山に適した登山靴ではなく、街歩き用の生地もソールも薄いスニーカーを履いてイベントの集合場所に表れたイベント参加者が過去に存在した（島添証言6頁14行～7頁9行）。念のため付言すれば、このようなケースは異例な事例ではなく、注意喚起としての同意書文言の掲載を取りやめた場合には、このような事例は頻発することになると考えられる。

このような趣旨から、被告は、被告の開催するイベントに参加を申し込みする者に対して、①店頭又は電話での申し込みをする場合には、イベント参加の申し込みがあった場合に、旅行業法上求められる書面の交付（旅行業法12条の4第2項）に合わせて、同意書の内容を記載し、当該同意書の記載されたイベント参加チケットに署名を求める旨を記載した「イベントお申し込みのお客様へのご案内とお願い」と題する文書（以下「本案内文書」という。）を送付して告知することをもって（乙6号証）、②インターネットを通じて参加申し込みをする場合には、参加申し込みのインターネット画面上にも、同意書を掲示し、これを閲覧させることをもって、上記趣旨の注意喚起を図っており（なお、付言すると、当該掲示内容を確認し、「読みました」の欄をチェックせずに申込手続の次のページへ進むことは出来ない。），被告は、平成29年2月1日から被告が現使用チケットを

用いることに先立ち、平成29年1月23日より同意書文言4を用いた同意書をインターネット上に掲示し、上記現在まで引き続きインターネット上の掲示を行い（乙5-1, 5-2, 13）、また同時期頃から、店頭又は電話でのイベント申込者に対して本案内文書の送付を行っているものである。さらに付言すれば、同意書文言4は、標準旅行業約款に記載された旅行参加者による権利を何ら制限する法的効果を発生させるものではないが、イベント参加希望者は、被告による上記の様な手続きを経てイベント参加の契約を締結しているものであるから、契約成立後に不意打ち的に同意書への署名を求めるものではない。

また、被告は、イベント実施後3年間イベント参加者による同意書への署名済みのイベント参加チケットを保管しているものであるが、当該保管は、イベント実施後にイベント参加者より問い合わせがあった際に、実際に当該問合せ者が被告の主催するイベントに参加していたかどうかを確認するために保管しているものである。なお、念のために付言すれば、被告がイベント参加者に対して同意書への署名を求め始めて以降、イベント参加者から何らかのクレームがあった際に、当該イベント参加者が署名した同意書を提示して、賠償金等の金銭の支払いを拒んだことは一度もない（島添証言26頁5行～8行）。

2 現使用チケット以前に使用していたチケットを使用しておらず、今後も使用しないことを被告が明言していること（上記要件②）

被告は、被告の開催するイベントに申し込みをした者に対して、同意書の印刷されたイベント参加チケットを送付しているところ、これまでに、当該イベント参加チケットに印字する同意書文言について、複数回修正を行っている（被告第1準備書面）。そして、被告はイベント参加チケットに印字する同意書文言の修正を行った場合には、古い文言が印字されたイベント参加チケットの在庫がある場合であっても、当該チケットを使用せず、新しい同意書文言が記載されたイベント参加チケットを使用することをイベント申込の受付担当者に周知しており、各

担当者が当該周知内容を了解したことを確認している（甲14-1乃至13）。また、本件訴訟を通じて、過去にイベント参加チケットに印字する同意書文言を修正し、新たな同意書文言が記載されたイベント参加チケットの使用を開始していたにもかかわらず、実務担当者の手違いで古い同意書文言が印字されたイベント参加チケットがイベント参加者に送付されたことがあったことが発覚したため、被告は改めて、古い文言が印字されたイベント参加チケットの在庫がある場合であっても、当該チケットを使用せず、新しい同意書文言が記載されたイベント参加チケットを使用することを周知徹底すると共に、在庫として保管されていた古い文言が印字されたイベント参加チケットは全て廃棄処分した（島添証言5頁22行～6頁13行）。このことからも、古い文言（具体的には、同意書文言1乃至3）の記載されたイベント参加チケットが被告において使用されるおそれは、（実務担当者の手違いも含め）今後一切ない。

また、被告としても、消費者からの指摘を受け、イベント参加希望者にとって被告の主催するイベントが自然の中で開催されるものであってその性質上一定の危険を伴うものであるため、当該危険を参加者に認識してもらうという趣旨での注意喚起としてより理解しやすいものとするべく、これまで複数回にわたって同意書文言の修正を行っており、あえて古い同意書文言を再度利用する必要も意義も皆無であり、被告として、そのような意思もない（島添証言6頁7行～6頁13行）。

3 小括

被告の求める消費者契約法12条1項及び3項に基づく差止請求はその要件を欠くものであり、棄却されるべきである。

第3 独占禁止法の論点に係る主張

原告ら（第3において、原告ひょうご消費者ネットを除くその他の原告らをいう。）

の、頭書事件における、独占禁止法24条に基づく差止請求については、平成29年9月26日に行われた第7回弁論準備期日において、裁判官より独占禁止法に基づく頭書事件における請求は認められないものと考えられるとの心証開示がなされているが、念のため、本最終準備書面においても被告の主張を行う。

原告らは、独占禁止法24条に基づく差止請求において、旅行契約締結後に、同意書に署名を求めることにより、旅行参加希望者にとって不利益な契約条件への変更を強いていることをその主張の根拠としている。

まず、「優越的地位」の要件については、原告らは、被告との募集型企画旅行契約の締結は、ロックインの意味を持つものであり、一旦契約すると、取引条件の変更を事後に求められたとしても、取引先変更の可能性が著しく困難されるため、優越的地位にあるなどと主張する。しかしながら、現在、原告らと被告との間に募集型企画旅行契約が締結されているものではないから、そもそも原告らの主張は、その前提を欠いている。また原告らは、原告らが今後被告との間で募集型企画旅行契約を締結する可能性がある消費者であると主張しているが、かかる消費者は募集型企画旅行契約主催者選択の自由を有しているのであり、被告がかかる消費者に対して優越的地位にないことは自明である。

念のため付言すれば、同意書については、被告はイベント参加希望者（申込者）に対して、旅行契約の締結前に説明を行っているため、イベント参加希望者はイベント参加に当たっては当該同意書へ署名が求められることをわかって旅行契約を締結しており、いわゆる「後出し」のような状態は一切生じていない。したがって、イベント参加希望者は契約の内容を理解したうえで契約関係に入っているため、被告はこれに対して原告らの仮想するような優越的地位が生じる可能性はない。

さらに、「濫用」の要件についても、被告においてこれまで一貫して主張しているとおり、同意書はこれにより被告及び旅行参加者間の法律関係に何ら影響を与えるものではなく、イベントに一定の危険があることについての注意喚起に過ぎず、当該同意書に署名をすることは、不利益な契約条件への変更（独占禁止法2条9項

5号ハ後段) を強いることにはならない。

したがって、独占禁止法24条に基づく差止請求についても、その要件を欠くものであり、棄却されるべきである。

第4 結論

以上のとおり、被告の求める消費者契約法12条1項及び3項に基づく差止請求並びに独占禁止法24条に基づく差止請求はその要件を欠くものであり、棄却されるべきである。

以上